

法務・税務・労務オンラインセミナー 概要(2026年3月4日開催)

テーマ <フランスにおける拠点設立、組織変更>

日時: 2026年3月4日 8:00~10:00

講師: FIDAL 法律事務所

Bonneaud Eric 税務担当弁護士、Bellier-Parigot Anne 会社法担当弁護士、遠藤佳澄マ
ネージャー

1. フランス進出のメリット

ダイナミックで開かれた経済環境、高度なインフラとビジネス環境の整備、研究開発分野の欧州におけるリーダー、欧州だけでなくアフリカや中東へのビジネス拠点となりえる戦略的位置といった進出のメリットがある。

2. 会社形態

1.1 駐在員事務所

運営が容易。本社と進出を検討する地域との連絡係として機能し、現地に所在することで現地の市場を把握する。(顧客、取引先、競合者、利点、問題点など。)設立手続きが簡単で、駐在員事務所として商業裁判所の登記手続きは行わない。登記番号が必要な場合は、本店である外国企業が登録する。現地社員を雇う場合には、URSSAF(基礎社会保険機構)の「Service firmes étrangères」を通じて SIRET 番号を取得する必要がある。

一方、法人格がないため(資本金なし、法的責任能力なし)、現地での信用がない。親会社が駐在員事務所の負債に対し、責任を負う。商業契約を結ぶ、親会社を代表し売買やサービスの提供といった商業活動を行うことができない。いかなる営業活動も行うことができない。現地従業員を雇う場合は、フランスの法規を遵守する。

1.2 支店

設立手続きが現地法人よりは容易。定款は新たに作成する必要はなく、本社のものを法廷翻訳し、商業登記をする。商業契約の締結、売買やサービスの提供といった商業活動が可能。固有の顧客を持つことはできるが、顧客はすべて親会社に帰する。運営上は独立しているが、親会社のコントロール下に置かれるため管理がしやすい。

欠点は、資本金、法的責任能力、固有資産がなく、法人格がないため、信用は現地法人に比べて低い。銀行口座の開設やオフィス賃貸は通常問題なく行うことができる。親会社は支店が行った取引に対し責任を負う。

1.3 現地法人一有限会社(SARL)

商業活動をする会社。株主は1名以上100名以下で構成(株主が1名の場合SARLではなく、EURLと称する)。最低資本金額は1ユーロから可能だが、現実的に活動内容にふさわしい金額を出資する。出資金は持分数で分割し定款に出資割合を明記する。持ち分の株主間譲渡は自由である。ただし、定款にてこれらの規定を変更し、内部譲渡に際し承認を課すこともできる。

小規模または中規模の企業に適している。現金や物品・設備などの現物による出資に加え、ノウハウやスキルによる出資も可能。人的結合が緊密で、第三者による資本参加は既存株主の事前承認が必要。責任は出資額に限定される。

運営は、経営者(一人または複数の自然人)が第三者に対し会社を代表し責任を負う。株主である必要はない。持分総数の過半数となる株主の同意に基づき選任され、正当な理由に基づき自由に解任される。経営者の権限は定款で自由に定めることができる。

株主総会で決議する項目は、①年次決算承認、②一定の条件下で一人または複数の株主による会議開催の要望がある場合、③社債の発行。他の事案については、全株主の同意を確認するための手段として書面による諮問または公正証書などを定款で定めることができる。2024年より、定款に定めることにより、書面による諮問あるいは証書を用いた株主の満場一致による年次決算承認が可能になった。会計監査人は、一定の条件を満たす場合に選任義務がある。(4.会計監査人の選任義務を参照)

欠点としては、経営機関を自由に設定できない、持分譲渡制限、上場できない、定足数および多数決規則の遵守がある。

1.4 現地法人一簡素株式会社(SAS)

商業活動をする会社。株主は最低1名、最低資本金は1ユーロから。会社の機能、組織、経営機関の構成を定款にて自由に定めることができる。資本金は株式数で分割する。

中規模および大規模企業、または外資系企業に適している。会社の内部組織を柔軟に設定でき、普通株、優先株、社債、有価証券の発行が可能。責任は出資額に限定される。法規を遵守することを条件に株主間で権利に差を設けて分配することは可能。

経営者は法人または自然人。社長が第三者に対し会社を代表し責任を負う。任意で、一人または複数の代表執行役または代表執行役補佐を設定することができる。経営機構(執行委員会、監査役会など)を任意で設置することができる。経営者の選任と解任、経営者の権限は定款で自由に定める。株主は、定款または法規に定められる諸事項につき決議する。少なくとも以下が対象。増資、資本金の償却、減資。合併、分割、活動の一部出資。一定の条件を満たす場合、会計監査人の指名。年次決算承認。会社形態の変更。会社の解散。株主による満場一致の承認が必要な決定。会社と株主間の諸合意書の審査など。会計監査人は、一定の条件を満たす場合に選任義務がある。(4.会計監査人の選任義務を参照)

欠点は、定款を自由に定めることができるため、定款作成に際し十分注意を払う必要が生じる。

1.5 現地法人－株式会社(SA)

商業活動をする会社。資本的結合が主であり人的結合が希薄。現金または現物出資が可能だが、ノウハウやスキルによる現物出資は不可。資本金は株主数で分割。大企業に適しており、公募が可能。普通株、優先株、社債、有価証券の発行ができ、責任は出資額に限定される。

株主は最低2名以上、上場企業の場合は7名。法人でも自然人でも良い。諸権利(情報取得権、株主総会への参加権、投票権、配当権、清算時の出資額返還権、新株優先引受権)を享受する。

運営体制は2種類。取締役会体制と執行・監査分離体制。

株主総会において、株主の合意を必要とする最も重大な決定事項につき決議する。定例及び特別株主総会において多数決及び定足数手続きに従い決議する。会計監査人は、一定の条件を満たす場合に選任義務あり。(4.会計監査人の選任義務を参照)

経営機構が複雑で定款は自由に作成できない。

3. 税務事項

3.1 法人税

現地法人も支店も税務上の義務はほとんど同じ。租税条約、課税所得に対する課税、欠損の繰り越し、長期譲渡益、配当に規定がある。

3.2 その他税務

研究開発費を対象とする税控除(1億ユーロまでは30%、1億ユーロを超える部分は5%の法人税額控除)、特許、連結納税、合併および部分的営業権の移転、移転価格などに規定がある。

4. 会計監査人の選任義務

大きく、独立した企業の場合と小規模企業グループの場合の、二つに分けられる。

独立した企業の場合:原則、会計年度終了時点で以下三つの基準のうち、少なくとも二つの基準を満たす企業は会計監査人を選任する義務が生じる。

1. 総資本が500万ユーロ以上
2. 課税前の売り上げが1000万ユーロ以上
3. 従業員数が50人以上

小規模企業グループの場合:企業グループの支配的会社は、グループ全体で上述の独立した企業の場合と同じ条件のうち2つを満たすと会計監査人の選任義務が生じる。支配下にある企業は、会計年度終了時点で以下三つの基準のうち、少なくとも二つを満たす場合に会計監査人の選任義務が生じる。

1. 総資本が 250 万ユーロ以上
2. 課税前の売り上げが 500 万ユーロ以上
3. 従業員数が 25 人以上

資本金の 3 分の 1 以上を保有する一人または複数の株主による要求がある場合、3 期にわたる会計年度につき会計監査人を選任する義務が生じる。また定款で会計監査人の選任を定めている場合は選任が義務となる。

5. 会社形態の変更

仮定 1. 駐在員事務所を支店へ変更

駐在員事務所と支店の違いは商業活動ができるか否かである。従い、フランス国内で商業活動を開始する場合には恒常的な事務所として認識してもらうため、また会計上及び税務上の義務を果たすために支店として商業登記する必要がある。駐在員事務所は事業を行っていないため、駐在員事務所から支店への変更に伴う資産の譲渡や税務上の手続きは原則生じない。

仮定 2. 会社形態を支店から現地法人へ変更

以下、二通りが可能。

① 支店の事業資産を現地法人へ売却

支店の事業資産を評価し、売却対象となる事業に関連する雇用契約は売却先の会社に自動的に移転する。事業資産譲渡の手続きは複雑で、譲渡契約書の作成や公示、債権者対応などが生じる。譲渡益に対する課税、登記税、税務申告などの税務処理が生じる。

② 支店の事業資産または/あるいは支店の全資産・負債を新会社に出資

支店の本社が支店の事業資産または支店の全資産・負債を新会社に出資する形で行うものであり、支店の本社に新会社の持分または株を与えることになる。出資の評価をするため、鑑定人を指名する必要がある。

(以上)